

令和8年度オンライン宿泊予約サービスと連携したリトリートプラン造成・販売促進事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度オンライン宿泊予約サービスと連携したリトリートプラン造成・販売促進事業

2 業務目的

「リトリート＝群馬」の認知拡大及び新たな顧客層の獲得を図ることを目的として、「日常から離れてゆったり心と身体を癒し、自分をリセットする旅」を共通コンセプトとする宿泊プランの造成・販売を支援する。併せて、県内の成功事例等を展開しながら、リトリート本来の意義に近い要素を取り入れた高付加価値プランの造成を推進し、県内のリトリートプラン造成施設数及びプラン利用者数の増加に結びつける。

また、冬季の閑散期における宿泊需要の拡大と平日の平準化を図り、観光消費の増加を目指す。

3 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

4 事業費（委託上限額）

3,280,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 業務内容

(1) リトリートプランの造成

- ① 「リトリートプラン」造成の支援として、自社サイトに参画している宿泊施設に関わらず、オンライン説明会等を通して自社の旅行予約サイトにて実際に売れているプラン等の成功事例を展開し、予約に繋がるポイントについてアドバイスを行う。
- ② 宿泊施設に事業内容を周知し、造成されたプランを自社の旅行予約サイトへの掲載又は宿公式サイトへの掲載を促進させる。
- ③ 宿泊プランは別添1「リトリートプラン造成・販売について」に記載の要件を満たすものとし、県が制作するプラン例をもとに、自社のノウハウを生かしたプラン例を数点作成し、宿泊事業者へそれらのプラン例を提示しながら、プラン造成を促進すること。
※プラン要件については、受託者等と協議の上、今後変更する可能性がある。
- ④ リトリートプランについて、本契約期間終了後も各宿泊施設が継続して造成・販売するような工夫をすること。

※契約期間終了後もオンライン宿泊予約サービス上で継続して販売しているプランについては、県の観光公式サイトや県が出展するイベントでPRする想定。

- ⑤ プラン造成宿泊施設数の目標を150件とする。

(2) リトリートプランの販売および宿泊クーポンの発行

① 実施期間（予定）

- ・サイトへのプラン掲載期間：令和8年7月以降（準備が整い次第順次）
- ・宿泊割引クーポンの発行：令和8年11月から
- ・クーポン対象期間：令和8年12月チェックインから2月末まで
- ・クーポン予約期間：令和8年11月から2月末まで

※特集ページ及び特集ページから遷移するプラン一覧ページについては、露出強化期間終了後も可能な限り公開すること。

- ② 対象宿泊日は日曜日から金曜日にチェックインする宿泊とすること。
- ③ 宿泊クーポンは1予約あたり割引額1,000円とし、1000枚の配布を行うこと。

(3) 自社サイト内でのリトリートプランの広報宣伝

- ① 県内リトリートプランの販売を強化し、誘客を促進するため、自社の旅行予約サイト内に群馬県のリトリートプランをPRする特集ページを掲載すること。
- ② 特集ページ内に対象プランへのリンクを掲載し、宿泊予約への誘導を図ること。
- ③ 特集ページのコンテンツ及びデザインは、群馬県でのリトリートの過ごし方を効果的に訴求できるようなものとし、デザインや構成については、県と随時協議の上、決定すること。
- ④ 特集ページの認知を促進するため、特集ページへの効果的な誘導を提案すること。例) 閲覧数の多いページへのバナー掲載、各種媒体での広告宣伝等
- ⑤ 特集ページ内に対象プランへの宿泊割引クーポンへの導線を設置すること。

(4) プラン造成・販売状況についての定期報告

月1回以上、以下項目について県に報告する。

- ・プラン造成施設数
- ・プラン予約総件数・総人数・総人泊数
- ・泊数別予約件数・人数
- ・プラン販売件数・人数・人泊数（チェックアウト済分）
- ・泊数別販売件数・人数（チェックアウト済分）
- ・予約・販売属性（予約人数・取扱額・居住地・性別・年齢層）
- ・施設別販売数
- ・エリア別販売数

(5) リトリートプラン利用者の傾向分析

自社サイト内でリトリートプランの予約者の属性や動向・購買傾向データを分析し、県及びプラン造成施設へのフィードバック・アドバイスを実施すること。

(6) 自由提案

リトリート宿泊プランの誘客促進のみならず、県内観光消費全体を高める手法等、応募者独自の企画提案があれば記載すること。

(なお、本提案に要する経費は契約金額に含むものとする)

6 実績報告書及び成果物の提出

全ての業務完了後、本業務の実施内容について取りまとめ、県に「実績報告書」(任意様式)を提出し、検査を受けるものとする。なお、「実績報告書」には以下の内容を含めること。

- ・本仕様書「4 業務内容」の(4)に記載している項目の契約期間中の累計数値
- ・プラン販売期間中の県内エリア別の宿泊予約実績、宿泊実績(宿泊人数・宿泊数・流通額)
- ・本仕様書「4 業務内容」の(5)の分析結果
- ・サイト内特集ページのページビュー数

(1) 納品形態

電子ファイル(Microsoft PowerPoint形式及びPDF形式もしくは県が適当と認めたファイル形式)

(2) 納品場所

群馬県産業経済部戦略セールス局観光リトリート推進課

(3) 提出期限 令和9年3月31日(水)

7 著作権等の扱い

- (1) 本業務の実施に伴い、新たに作成された成果物及び制作過程において、新たに作成された素材に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)、知的財産権については、県が保有するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有している素材や受託者のサイトに掲載する特集ページについてはこれに当てはまらない。
- (2) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- (3) 成果物である実績報告書に記載されたデータや受託者のサイトに掲載する特集ペ

ージについて、県が使用するプレゼンテーション資料等への掲載など、県が実施するリトリート推進に関する広報等に利用する場合は、事前に受託者に許諾を得たうえで、利用できるものとする。

8 業務実施上の留意点

- (1) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、群馬県に提出すること。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合には、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要、体制及び責任者を明記の上、事前に群馬県の承諾を得ること。
- (4) この業務で得られた著作物等の成果等については、群馬県に帰属するものであること。
- (5) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 本業務は国の地域未来交付金を活用したものであり、業務で使用した帳票類は翌年度から5年間保管すること。